

防府市こども家庭センター職員の通勤用自動車の駐車に関する
要綱

令和 7 年 1 月 1 日制定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、防府市こども家庭センター（以下「センター」という。）に勤務する職員等の通勤用自動車を職員駐車場に駐車することに関して必要な事項を定めることを目的とする。

(用語)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員駐車場 こども相談支援課長（以下「課長」という。）が、センターに勤務する職員等の通勤用自動車の駐車場として指定する場所をいう。
- (2) 通勤用自動車 職員等が通常の勤務日に通勤するために使用する自動車で道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）別表第 1 に定める普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、二輪自動車以外のものをいう。

(利用申込)

第 3 条 センターで勤務する次に掲げる職員（以下「職員等」という。）が、通勤用自動車を駐車するために職員駐車場を利用しようとするときは、課長にその申込みをするものとする。

- (1) 一般職員 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 3 条第 2 項に属する職員（会計年度任用職員を除く。）をいう。
- (2) 会計年度任用職員 法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員をいう。
- (3) 臨時的任用職員 法第 22 条の 3 第 4 項に規定する臨時的任用職員をいう。

2 職員等が利用申込をする場合、勤務する施設ごとに職員駐車場利用申込書（第 1 号様式）を、毎年度、課長の定める期日までに課長に提出するものとする。ただし、年度途中に採用された職員等にあつては、課長が別に定める。

(年度途中の申込)

第4条 年度の途中に、職員駐車場の利用申込をしようとする職員等は、原則として利用しようとする日の20日前までに、職員駐車場利用申込書(第1号様式)を課長に提出するものとする。

(利用の中止)

第5条 年度途中に利用を中止しようとする場合、当該職員等は、利用を中止する月の前月の20日までに、通勤用自動車駐車(変更・中止)申出書(第2号様式)を課長に提出するものとする。

(申込事項の変更)

第6条 年度途中に通勤用自動車の変更等申込事項に変更があった場合は、速やかに通勤用自動車駐車(変更・中止)申出書(第2号様式)により課長に提出しなければならない。

(利用料金)

第7条 利用料金は、別表第1に定める基準額に、別表第2に定める負担割合を乗じて得た金額とする。

2 利用期間が1月に満たない端数日数があるときの利用料金の額は、別に定める計算の方法によって算定する。

(利用料金の納付)

第8条 利用料金の納付については、給与等からの控除が可能な職員等にあつては、当該給与等からの控除により納付するものとする。

2 前項に定める給与等からの控除によることができない職員等の利用料金の納付については、次のとおりとする。

(1) 市長が発行する納付書により納付するものとする。

(2) 納付の時期は、4月から9月分は4月、10月から3月分は10月の年2回とし、それぞれ月末までに納付するものとする。ただし、第3条第1項第5号の職員については、毎月末までに、その月分を納付するものとする。

(3) 年度途中から利用を認められた場合の納付の時期は、課長が別に定める。

(4) 利用期間が年度途中で満了する場合、又は、年度途中に利用を中止する場合は、その都度、清算するものとする。

(駐車条件)

第9条 職員駐車場を利用する職員等は、次の各号の条件を遵守しなければならない。

- (1) 施設を利用する一般の市民等の駐車に支障が生じないように駐車すること。
- (2) 施設内を走行するときは、歩行者等に十分注意し、徐行すること。

(利用の取消)

第10条 課長は、駐車場の利用申込をした職員等が、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を取り消すことができる。

- (1) 前条に規定する条件に違反したとき。
- (2) 利用料金を一か月以上滞納したとき。

2 課長は、駐車場の利用を取り消したときは、通勤用自動車職員駐車場利用取消通知書(第3号様式)により当該職員に通知するものとする。

(損害賠償等)

第11条 通勤用自動車を職員駐車場に駐車する際に、施設の建築物、工作物、附属設備その他の公有財産をき損し、又は滅失させた職員等は、その損害を賠償しなければならない。

2 職員駐車場において生じた通勤用自動車による事故及び損害については、市は、賠償の責めを負わない。

(施設の管理)

第12条 課長は、職員駐車場の整備に努めるものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年1月1日から施行する。

別表第 1

施設等	基準額
こども家庭センター	1,000円

別表第 2

区分		負担割合	摘要
1	一般職員	4/4	
2	会計年度職員	一般職 1 ヶ月の所定労働時間の 50%未満 無料 50%以上70%未満 基準額の2/4	
3	臨時的任用職員	70%以上100%未満 基準額の3/4 100% 基準額の4/4	